

南島原市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、南島原市長から令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和5年6月1日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 小嶋 光明

公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置の状況

4 南監第 128 号（令和 5 年 3 月 1 日付）分

地域振興部 商工観光課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>(1)利用料金について</p> <p>施設等の利用料金については、南島原市エコ・パーク条例第 29 条第 5 項において、「利用料金は、別表第 2 に定める利用料金の限度額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。」と規定している。しかしながら、一部の利用料金については条例で規定している料金を超えており、条例違反が見受けられた。</p> <p>条例の規定を正しく認識するとともに、料金の設定を含めた団体の運営が適正に履行されているか指導監督に努められたい。</p> <p>(2)南島原市特定農地貸付規程(平成 18 年 3 月 31 日告示第 68 号)について</p> <p>この規程に基づく市民農園の貸付については、管理業務の一環として指定管理者に委託されており、指定管理者を公募する際に示される指定管理者仕様書には、「指定管理者が行う管理の基準」の項目において、この規程を遵守して管理運営を実施するよう明記されている。しかし、「指定管理者が行う業務の範囲」の中には、市民農園の貸付については記載がない。所管課においては、指定管理者が行う業務の範囲のひとつとして、「市民農園（特定農地）の貸付に関する業務」を明確にすべきである。</p> <p>また、この事業にあっては、近年実績がないため、その実態を調査し、本来の目的が達成できるよう規程の見直しも含めて検討されたい。</p>	<p>(1)利用料金について</p> <p>一部（マグライト）の利用料金が条例を上回り条例違反となっていたため、指定管理者と協議した結果、4 月から条例に規定されている料金に改めることとしております。</p> <p>今後は適正な指導監督に努めます。</p> <p>(2)南島原市特定のうち貸付既定（平成 18 年 3 月 31 日告示第 68 号)について</p> <p>次回の指定管理者の募集に際し、「指定管理者が行う業務の範囲」において、「市民農園（特定農地）の貸付に関する業務」を明記し、管理業務を募集します。</p> <p>また、本事業は近年実績がなく、県内の他地域においても廃止された貸付農園があるなど、ニーズが乏しい状況です。そのような中、現在の指定管理者は南島原市特定農地貸付規程の目的である「農業者以外のものが野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること」に準じた収益事業を実施されていることから、今後も指定管理事業者と適宜協議を行いながら運営を行ってまいります。</p>